

(翻 訳)

一般取引条件

第1条 範囲、契約の締結

- 1.1 本一般取引条件（以下「本条件」という。）は、別段の合意がない限り、供給者が行う引渡及び役務に適用される。他の一般取引条件、とりわけ供給者が提示する取引条件は、個別の取引において明示的に異議を申し立てられていない場合又は注文を受けた商品/役務が権利を留保されることなく受領された場合であっても適用されない。
- 1.2 注文及びその承諾は、書面にて行われるものとする。別段の合意がない限り、注文の承諾は、注文書の専用の様式により行われる。
- 1.3 顧客が書面で確認した場合を除き、口頭による合意は、その性質にかかわらず、無効とする。当該書面には、データ通信又はファックスで送信された確認書も含まれるものとする。
- 1.4 供給者が受注後2週間以内にこれを承諾しない場合、当該注文は効力を失う。但し、当該注文が供給者と平常取引をする顧客からの営業の部類に属するものである場合、当該注文は承諾したものとみなされる。

第2条 引渡、引渡時期の不遵守の結果

- 2.1 合意されている引渡時期は、拘束力を有するものとする。顧客は、引渡時期の遵守を妨げる事情がある場合又は引渡が遅滞する場合、直ちに通知を受けるものとする。顧客の敷地内又は注文書に記載される商品の引渡若しくは役務の履行が行われる場所（以下「履行地」という。）において商品を受領し、又は役務が完了する時期は、引渡時期の遵守の有無により決定される。
- 2.2 部分的な引渡については、顧客の承諾を要する。
- 2.3 供給者は、自らが提供した商品又はその予備部品が、最終の引渡から15年間は合理的な取引条件において提供可能であることを保証する義務を有する。供給者は、当該期間中又は当該期間終了後に上記商品又は予備部品の提供を停止する意思がある場合、顧客に対し、直ちに書面で通知し、かつ最終の発注を行

う機会を与えるものとする。

- 2.4 合意された引渡/履行時期が遵守されない場合、顧客は、別段の明示的な合意がない限り、損害又は損失について証明を要することなく、期限の経過から満1週間につき合計の注文価額の0.5%（但し、最大5%とする。）の金額を違約金として請求することができる。更に、顧客は、法律上の権利を主張する権利を有する。遅滞した引渡又は役務の受領は、損害賠償を放棄するものではない。供給者は、当該商品又は役務の受領の時点で明示的な権利の留保がない場合であっても、損害賠償を支払う義務を負う。

第3条 価格、支払条件、危険負担の移転

- 3.1 注文書に記載された価格は、拘束力を有するものとする。別段の合意がない限り、当該価格は、インコタームズ2010の規定に従い、包装料を含めた仕向地持込渡し価格（DAP）とする。当該価格は、法定の付加価値税を含まないものとする。
- 3.2 請求書は、注文書に定める諸規定に従い、当該注文書に記載された注文番号及びその他全ての参照情報が明記されている場合に限り、処理されるものとする。供給者は、前記義務の懈怠から生じる全ての結果について、自らの責によるものではないことを証明しない限り、責任を負うものとする。
- 3.3 別段の合意がない限り、請求書は、支払請求期限、請求書の受領及び商品の受領/役務の履行の日から14日以内に3%の現金割引を適用して支払われ、又は60日以内に全額が支払われるものとする。
- 3.4 供給者は、指示された引渡場所において顧客又はその代理人が商品を受領することができる状態にし、その処分を委ねるまで、当該商品の偶発的な損失及び劣化の危険を負担するものとする。

第4条 受入

- 4.1 製作物供給契約の場合、引渡物品及び/若しくは役務又はこれらの一部の受入検査は不可欠である。当該製作物供給契約において試運転が求められている場合、受入検査は、試運転が成功した後で行われる。かかる受入検査は、顧客の裁量により供給者の敷地又は引渡場所で行われるものとする。

- 4.2 別段の合意がある場合を除き、受入れは、正式な受領証の発行をもって認められる。支払が留保されていないことで、引渡物品が受領又は承認されたことにはならず、瑕疵に対する請求の放棄にもならない。
- 4.3 引渡物品及び/若しくは役務又はこれらの一部について公的な検査又は受入検査が定められている場合、別段の合意がある場合を除き、当該検査は供給者の敷地で行われる。
- 4.4 前記受入検査の費用は供給者の負担とする。

第5条 出荷

- 5.1 商品の出荷通知は、遅くとも引渡物品が供給者の工場を出発する時までに行う。出荷先及び顧客の注文番号（商品番号を含む）は、全ての出荷通知、船荷証券及び出荷ラベルに記載されるものとする。顧客が輸送費の全部又は一部を負担する運送品については、最低運賃で又は顧客の出荷指示に従って輸送されるものとする。出荷指示、とりわけ商品を引渡す場所（即ち履行地でもある）は、注文書に記載されるものとする。
- 5.2 供給者は、貨物が適切に又は全く固定されていないことによる輸送中の損害を防止するため、当該貨物を回収する運送業者に貨物を固定させる。

第6条 包装

- 6.1 供給者は、自らが製造又は加工した商品が、最新の包装に関する公的な規則又は物品に関連して適用されるその他の規則に準拠し、環境に配慮した種類、形状及び寸法の包装で梱包されている場合に限り、当該商品を出荷する。
- 6.2 商品の包装が輸送用、小売用又は保護用であるかを問わず、供給者は、使用後の包装を追加料金なしで引取り、再使用又は再資源化することに同意する。顧客は、包装が再使用可能であることを確認した場合はこれを再使用可能なものとして適切に取扱い、供給者に対し、無償かつ最善の状態で提供することを約束する。

第7条 瑕疵の通知

顧客は、商品又は役務を受領したときは、数量の過不足、品質が適切であること、並び

に輸送中の損害及び明白な瑕疵の有無を確認する。顧客は、これらを発見した場合これを供給者に報告しなければ、供給者に責任を追及することはできない。

第8条 瑕疵担保責任

- 8.1 供給者は、顧客に対し、危険負担の移転時において、注文を受けた商品又は役務に瑕疵がなく、また権原について法律上の瑕疵がないことを保証する。
- 8.2 顧客が提供される商品の用途および使用場所について供給者に通知した場合、供給者は、自らが行う引渡及び役務が当該用途及び使用場所に適していることを保証する。
- 8.3 瑕疵があるか又は権原について法律上の瑕疵がある場合、顧客は、別段の合意がない限り、減額を伴わない法定の保証請求を行う権利を有する。
- 8.4 原則として、顧客は、是正の方法を選択する権利を有するものとする。供給者が契約の一部として付随する是正、即ち瑕疵の是正又は代替品の引渡等を顧客の要請後速やかに開始しない場合、顧客は、緊急の場合、とりわけ危険を回避するか又は損害を防止/限定するため、供給者の費用で、顧客が選択した是正方法を顧客自身が実施するか、又は第三者に実施させる権利を有するものとする。顧客は、瑕疵の是正又は代替品の引渡について不履行があるか又は拒否された場合においても、前述の権利を有するものとする。
- 8.5 供給者が実施した引渡/役務に関連して第三者の権利の侵害に基づく請求が顧客に対して申し立てられた場合、供給者は、最初に受領した書面による要請に従い、当該請求に対して顧客に補償する義務を負う。顧客を補償する供給者の当該義務は、第三者が顧客に対して申し立てた請求により又はこれに関連して顧客がやむを得ず被った全ての費用に関するものとする。
- 8.6 別段の合意がない限り、瑕疵に対する請求権は、故意による場合を除き、危険負担の移転から36か月で時効により消滅するものとする。供給者が代替品の提供により瑕疵を是正する義務を果たす場合、当該代替品にかかる請求権の時効は、その引渡後に新たに開始するものとする。
- 8.7 瑕疵を是正するにあたって設置費又は撤去費が発生した場合において、供給者が自己の引渡義務の範囲において本来引渡部品を設置する義務がある場合又は当該瑕疵が供給者の責に帰す場合、供給者は、当該設置費及び撤去費並びに使

用場所までの交換部品の往復の輸送費を負担する。顧客は、供給者に対し、設置、撤去及び使用場所までの往復の輸送に関する費用について、各々につき少なくとも25万ユーロの補償範囲で特別な損害賠償保険を付すことを勧める。

第9条 ソフトウェア

- 9.1 顧客は、引渡の範囲の一部に含まれるソフトウェア（説明書を含む）に関し、契約に従った使用又は著作権法などの法律上で認められた使用を確保するために必要な範囲内において、合意された特性を備えた当該ソフトウェアの使用権を取得する。
- 9.2 供給者は、ソフトウェアの発送前又は当該ソフトウェアが顧客若しくはエンドカスタマーのシステムにインストールされる前に、最新の通常使用されるウィルス対策ソフトを使用してウィルス、トロイの木馬その他のコンピュータ破壊工作ソフトの有無を検査する。

第10条 品質保証

- 10.1 供給者は、適切な品質管理システム（例えば、DIN EN ISO 9001 又は同様のシステム）の導入並びに顧客指定の又は成果物の製造中及び製造後において適切な品質試験及び検査により、自らの商品について恒久的な品質管理を保証することを約束する。供給者は、当該試験及び検査に関する説明書を作成する。
- 10.2 顧客は、供給者が品質管理システムを導入している旨の証明を求める権利、現場（該当する場合は請負業者の敷地内）で品質試験及び検査がどのように行われるかを確認する権利、並びに供給者の敷地内で監査を実施する権利を有する。
- 10.3 供給者は、顧客からの要請の有無にかかわらず、加工材料の構成、引渡物品のデザイン又は役務に変更がある場合は直ちに顧客に通知するものとする。当該変更は、顧客の書面による承諾を要する。供給者が自己の引渡物品又は役務の全部又は重要な一部を下請に出す意思がある場合も同様とする。
- 10.4 供給者は、引渡物品及び/又は役務の全部又は重要な一部を下請に出す意思がある場合、事前に顧客に通知した上で顧客の書面による承諾を得るものとする。
- 10.5 供給者に対して開示された顧客の品質管理指針及び供給者と顧客の間で締結さ

れた品質管理に関する取決めは、契約の一部を成すものとする。

第 1 1 条 販売物品の要件、製造物責任

- 11.1 供給者は、新製品の市場投入に関する欧州指令（E U機械指令、圧力機器指令、EMC 指令等）の適用の範囲内に該当する製品を提供する場合、当該指令に定める安全衛生に関する要件を遵守していることを約束する。当該指令に定めのある場合、供給者は、自らの製品についてE C適合宣言書を発行し、C Eマークを付す。E C機械指令 2006/42/E Cに基づく半完成機械類の場合、供給者は、顧客に対し、顧客が要請した様式で、E C機械指令別紙 II B に定める組込み宣言書及び同指令別紙 I 1.7.4 に定める使用説明書を提供する。顧客の要請により、供給者は、顧客の裁量で、供給者が作成したリスク評価書を顧客に閲覧させるか又は当該リスク評価書を顧客に提供する。
- 11.2 提供した物品以外の損害について供給者に責任があり、かつ製造物責任法に基づいて顧客に対して請求が申し立てられた場合、供給者は、当該損害の原因が供給者の責任の範囲内にあり、かつ申し立てた第三者に関して責任がある場合、最初に受けた要請に従い、当該第三者からの損害賠償請求に対して顧客を補償する義務を負う。
- 11.3 供給者はまた、本条第 2 項に定める責任の一部として、顧客が発した警告又は顧客が行ったリコールにより又はこれに関連して顧客が被った費用を補償する。顧客は、実施される対策の内容及び範囲について、可能かつ妥当と判断した場合は供給者に通知し、供給者と調整を行う。製造物責任法に基づくその他の請求権は、影響を受けないものとする。
- 11.4 顧客は、供給者に対し、本条第 2 項及び第 3 項から生じる危険を補償するため、損害の起因となる各事由につき少なくとも 1 0 0 万ユーロの補償範囲で製造物責任保険を付すことを勧める。

第 1 2 条 安全性、環境保護

- 12.1 人体及び環境への悪影響を回避又は軽減するため、供給者は、自らが提供する引渡物品及び役務が顧客の敷地内又は既に知られているその他の履行地で有効な環境保護、危険防止若しくは労働者の安全に関する規則又はその他の安全上の関連規則を遵守していることを保証する。そのため、供給者は、管理システム（例えば、DIN EN ISO 14001 又は同様のシステム）を導入し、強化する。顧

客は、該当する場合は管理システムが供給者の工場において導入されている旨の証明を求める権利及び供給者の敷地内で監査を実施する権利を有する。

- 12.2 供給者は、履行地において有効な危険物の取扱い及び市場への投入に関する規定、特に化学物質の登録、評価、認可及び制限（REACH）に関するEC指令又はこれと同様の規制、化学物質に関する法律並びに危険物質に関する規則を遵守しなければならない。供給者は更に、廃棄物及び再資源化可能な材料の処分に関する規定を遵守し、製品の取扱い、保管及び処分に関する要件を顧客に示さなければならない。

第13条 模型及び工具、秘密保持

- 13.1 供給者が顧客の費用負担で製作した全ての模型及び工具は、支払をもって顧客の財産となるものとする。供給者は、当該模型及び工具を慎重に取扱い、顧客の財産である旨を明記し、可能な場合は供給者が占有する他の製品とは別に保管し、供給者の費用負担で火事、水害、窃盗、損失その他の損害を含む災害に対して保険を付すものとする。当該模型及び工具を使用して製造された部品の転売は、顧客の明示的な書面による承諾がない限り認められない。
- 13.2 顧客が発注した引渡及び/又は役務を行うために供給者に供された顧客の書類、製図、設計図、スケッチ及びその他のノウハウは、その態様（文書、ファックス、電子メール、電子データ記憶媒体等）にかかわらず、引続き顧客の財産とする。当該文書等は、顧客の秘密であり、秘密情報として取扱われるものとする。供給者は、当該文書等を慎重に取扱い、契約の実行に必要なとする従業員に限り提供することを約束し、当該従業員は、当該文書等の秘密を保持し、これらを第三者に提供せず、注文を履行する目的においてのみ複写し、かつ引渡の完了時に複写を含む全ての文書を顧客に返却する義務を負う。

第14条 個人情報保護法

顧客は、取引の過程において正当に取得した供給者の個人情報を善良なる管理者の注意義務を以て保管し、●●という目的のみに使用する。取得した個人情報は、St. Pöltener Straße 43 所在の VOITH GmbH 本社に送信され、まずは同社で保管される。供給者は、顧客に対し、自己の個人情報の削除、訂正、利用の停止を請求する権利を有する。

第15条 輸出規制

- 15.1 顧客の要請があった場合、供給者は、E C 指令 1207/2001 に定める要件を満たしている旨の供給者の宣言書を提出しなければならない。供給者は適時、遅くとも注文の承諾時にこれを顧客に提供する。供給者の宣言書が長期間にわたって使用される場合、供給者は、注文の承諾当初の状況からの変更について顧客に通知しなければならない。優先的な状態が適用されない場合を含め全ての場合において、船積書類には実際の実原産国が記載されるものとする。
- 15.2 供給者は、供給者が商品を輸出（再輸出）するにあたり、ドイツ、欧州、米国又はその他の適用される輸出規制又は関税規則により必要とされる許認可について顧客に情報を提供しなければならない。そのため、供給者は、必要とされる当該情報が申し出の時に提供されていない場合、顧客の要請により、注文の承諾時及び各引渡通知書において、品目参照表に以下の情報を併記する。
- ・ 商品コード（HS コード）
 - ・ 有効な二重用途品規則（Dual-Use Regulation）No. 428/2009 別紙 I 及び IV 又は輸出品リスト Part I（ドイツ対外経済法施行令（AWV）附属書「AL」）に基づく AL ナンバー（輸出品目番号）
 - ・ 米国輸出規制に基づく ECCN（輸出規制品目分類番号）
- 15.3 顧客の要請により、供給者は、顧客に対し、商品及びその構成部品に関連する全ての追加的な外国取引の情報を書面で通知し、また、本条第 2 項に指定する情報について変更がある場合も直ちに書面で顧客に通知する義務がある。
- 15.4 前述の規定に基づく詳細情報が提供されていないか又は誤って提供されている場合、顧客は、追加的な権利に影響を与えることなく、個別契約を解除する権限を有する。

第 16 条 供給者又は顧客の債務超過

供給者又は顧客が支払停止となった場合、又は供給者、顧客若しくはそれらの債権者が供給者又は顧客の財産について倒産処理手続き若しくは同様の債務整理に関する手続きを申し立てた場合、他方当事者は、他の法律上及び契約上の権利に影響を与えることなく、自らの裁量で、契約を終了することができる。

第 17 条 企業責任、行動規範

供給者は、自らの企業責任の範囲内において、環境保護法、労働法に関連する規則、労働者の安全に関する法律を含む法令を遵守し、商品の製造販売若しくは役務の提供にお

いて又はこれに関連して児童労働及び強制労働を容認しないことを約束することを宣言する。供給者は更に、注文の承諾をもって、如何なる形態による収賄も汚職も行わず、かつ容認しないことを確認する。この点について、顧客は、<http://www.Voith.com>で閲覧できる「VOITH 行動規範」を参照する。顧客は、供給者が同規範に定められている規則及び原則を認めることを期待し、その遵守に協力する。

第18条 一般条項

- 18.1 供給者又は顧客は、相手方の明示的な書面による承諾を伴わずに請求権を譲渡してはならない。
- 18.2 契約は、抵触法の原則に影響を与えず、また国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）が適用されることなく、日本法に準拠するものとする。
- 18.3 供給者が運送品を発送する場所にかかわらず、顧客の事業所において管轄権を有する裁判所を両当事者の管轄裁判所とする。顧客はまた、供給者の事業所においても訴えを提起することができる。
- 18.4 本条件の各条項の全部又は一部が無効であるか又は無効となった場合、当該無効の条項は他の条項に影響を与えないものとする。